

2020年11月27日  
一般財団法人日本規格協会

### 産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS案作成規程に基づき、当該 JIS案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、別添 1 及び別添 2 の JIS案作成対象テーマについて、制定又は改正する理由（必要性）及び期待効果、JIS案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS作成予定一覧表として JSA ホームページに掲載いたします。

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	制定	C62868-1	一般照明用有機EL(OLED)光源-安全仕様 第1部:一般要求事項及び試験方法	Organic light emitting diode (OLED) light sources for general lighting - Safety - Part 1: General requirements and tests	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、一般照明用有機EL(OLED)光源の安全性に関する一般要求事項及び試験方法について規定するものである。有機EL照明は、LED照明と同等の省エネルギー性能を有している可能性があると共に、光源そのものが面発光であることから拡散板などの部材を必要とせずに均一な面発光を実現することが可能である。このため、照明器具に組み込んだ場合に伴う光の損失がほとんどないことから、省資源・省エネルギーな光源として照明分野での普及が期待されている。また、我が国がその技術開発において世界をリードしてきた照明技術でもある。</p> <p>国際的には、IECにおいて、照明用有機ELの標準化の必要性が認められ、規格制定の検討がなされてきた。我が国は、IEC/TC34の主要メンバーとして参加してきており、2020年5月に照明用有機ELの安全性に関する一般的要求事項を規定するIEC 62868-1, Organic light emitting diode (OLED) light sources for general lighting-Safety-Part 1: General requirements and testsが発行された。</p> <p>このため、我が国においても有機EL(OLED)照明光源の、安全確保及び品質向上などを図るため、国際規格を基礎としたJISを制定する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>このJISの制定によって、安全性に関する一般要求事項が標準化され、有機EL(OLED)照明光源の安全性が高まり、消費者保護の向上が期待される。また、製品の普及段階から国際レベルの製品が生産・供給されるようになることで、国際競争力の強化につながる。また、市場における適正な評価が定着することによって、市場の拡大が期待される。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 適用範囲</li> <li>2 引用規格</li> <li>3 用語及び定義</li> <li>4 一般表示</li> <li>5 構造</li> <li>6 機械的強度</li> <li>7 故障状態</li> <li>8 絶縁抵抗及び耐電圧</li> <li>9 熱応力</li> <li>10 沿面距離及び空間距離</li> <li>11 耐熱性及び耐火性</li> <li>12 光生物学的安全性</li> <li>13 端子</li> <li>14 照明器具設計のための情報</li> <li>15 内部短絡の試験方法</li> </ol> <p>附属書C 内部短絡の試験方法</p>		IEC 62868-1:2020, Organic light emitting diode (OLED) light sources for general lighting - Safety - Part 1: General requirements and tests	MOD	第2条の該当号: 第1号(安全度)  対象事項: 一般照明用有機EL	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本照明工業会のWG	2021年1月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

2020年11月27日  
一般財団法人日本規格協会

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C7709-1	電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金 (追補14)	Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 1: Lamp caps (Amendment 14)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、口金・受金及びこれらを検査するためのゲージを規定する一連の規格であるJIS C 7709シリーズの内、口金の種類及び寸法を規定した規格であり、電球類の安全性及び互換性を維持するための重要な規格であるため、市場における口金類の生産及び取引の実態に対応して迅速に改正する必要がある。 この規格の対応国際規格であるIEC 60061シリーズは、市場の実態に合わせて1年に1～2回追補が発行されていることから、市場の実態への対応及び対応国際規格との整合を図るためJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、市場の実態及び国際規格との整合が図られることから、光源製品の国際標準化が進み、貿易障壁を除去する効果がある。これにより照明市場の国際化による規模拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格IEC 60061-1 第3版 追補59, 60, 61による改正に合わせ次の口金データシートについて変更又は追加する。 1) LEDランプ用のGR6dについて、保持専用口金の形状見直しなど、技術的な改良を含む事項を改める。 2) 白熱電球、HIDランプ、及びLEDランプ用のE17, E26, 及びE39について、日本提案により、国際規格に規定されたシステム要求事項を追加する。		IEC 60061-1:1969, Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 1: Lamp caps, Amendment 59, 60, 61	MOD	第2条の該当号: 第1号(種類、形状、寸法)  対象事項: 照明器具(電球類の口金)	法律の目的に適合している。	利点: ア, イ, ウ, カ, キ  欠点: いずれも該当しない。	3. 強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格(「電気用品安全法」の技術基準の解釈に引用されている。)	—	一般社団法人日本照明工業会のWG	2021年1月
JSA	05 電気	改正	C7709-2	電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第2部 受金 (追補14)	Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 2: Lampholders (Amendment 14)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、口金・受金及びこれらを検査するためのゲージを規定する一連の規格であるJIS C 7709シリーズの内、受金の種類及び寸法を規定した規格であり、電球類の安全性及び互換性を維持するための重要な規格であるため、市場における口金類の生産及び取引の実態に対応して迅速に改正する必要がある。 この規格の対応国際規格であるIEC 60061シリーズは、市場の実態に合わせて1年に1～2回追補が発行されていることから、市場の実態への対応及び対応国際規格との整合を図るためJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、市場の実態及び国際規格との整合が図られることから、光源製品の国際標準化が進み、貿易障壁を除去する効果がある。これにより照明市場の国際化による規模拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格IEC 60061-2 第3版 追補55, 56, 57による改正に合わせ次の点を改める。 1) LEDランプ用のGR6dについて、保持専用口金の形状見直しなどに伴う、技術的な改良を含む事項を改める。		IEC 60061-2:1969, Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety - Part 2: Lampholders, Amendment 55, 56, 57	MOD	第2条の該当号: 第1号(種類、形状、寸法)  対象事項: 照明器具(電球類の受金)	法律の目的に適合している。	利点: ア, イ, ウ, カ, キ  欠点: いずれも該当しない。	3. 強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格(「電気用品安全法」の技術基準の解釈に引用されている。)	—	一般社団法人日本照明工業会のWG	2021年1月

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

2020年11月27日  
一般財団法人日本規格協会

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C7709-3	電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第3部 ゲージ (追補14)	Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 3: Gauges (Amendment 14)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、口金・受金及びこれらを検査するためのゲージを規定する一連の規格であるJIS C 7709シリーズの内、検査ゲージの種類及び寸法を規定した規格であり、電球類の安全性及び互換性を維持するための重要な規格であるため、市場における口金類の生産及び取引の実態に対応して迅速に改正する必要がある。 この規格の対応国際規格であるIEC 60061シリーズは、市場の実態に合わせて1年に1~2回追補が発行されていることから、市場の実態への対応及び対応国際規格との整合を図るためJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、市場の実態及び国際規格との整合が図られることから、光源製品の国際標準化が進み、貿易障壁を除去する効果がある。これにより照明市場の国際化による規模拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格IEC 60061-3 第3版 追補 56, 57, 58による改正に合わせ次の点を改める。 1) LEDランプ用のGR6dについて、保持専用口金の形状見直しなどに伴う、技術的な改良を含む事項を改める。		IEC 60061-3:1969, Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety - Part 3: Gauges, Amendment 56, 57, 58	MOD	第2条の該当号: 第1号(種類、形状、寸法)  対象事項: 照明器具(電球類の検査ゲージ)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	3. 強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格(「電気用品安全法」の技術基準の解釈に引用されている。)	—	一般社団法人日本照明工業会のWG	2021年1月